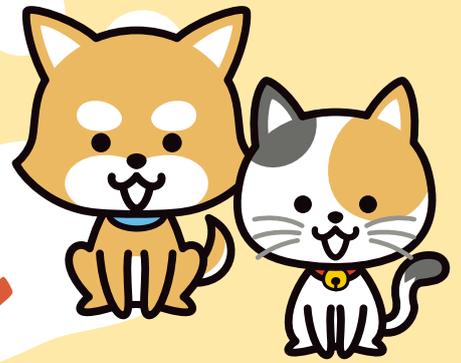


犬・猫との しあわせルール

詳細 環境生活課
☎(32)6333



犬や猫などのペットは、私たちの生活をさまざまなかたちで豊かにしてくれるかけがえのない存在です。しかし、飼い方や接し方を誤ると周囲に迷惑をかけ、トラブルに発展する場合があります。これからペットを飼おうとしている方、すでにペットを飼っている方、ペットを飼っていない方それぞれが正しい考え方を知り、お互いに快適に暮らすことができるまちの実現を目指しましょう。

1

これからペットを飼おうとしている皆さんへ
～飼う前に慎重に検討し、家族にも相談しましょう～

ペットの飼育にかかるエサ代や医療費などお金の負担、室内の環境、家族のアレルギー、自身の仕事や生活サイクルなどを冷静に考えましょう。また、同居している家族にも相談した上で、本当にペットを飼っていいのか考えましょう。

猫



1頭当たりのエサ代・医療費など
月平均約**7千円**※、
亡くなった場合の火葬費用
1万4千円程度

犬



1頭当たりのエサ代・医療費など
月平均約**9千円**※、
亡くなった場合の火葬費用
2万7千円程度（中型犬の場合）

※エサ代・医療費などには、トリミング代・消耗品などを含む。金額は民間企業の調査による。火葬費用は令和5年4月現在市内A社合同火葬の場合。他に犬の登録手数料3千円（一生涯に一度）などがかかります

2

ペットを飼い始める皆さん、
今ペットを飼っている皆さんへ



(1) ペットの遺棄・虐待は犯罪です

動物愛護管理法により、ペット（愛護動物）をみだりに殺し、または傷つけた者、ペットを虐待した者、ペットを遺棄した者は懲役または罰金に処されます。飼い主には、ペットの命が終わるまで責任を持って適切に飼育する「終生飼育」が求められます。遺棄や虐待、飼い主の都合で処分される犬や猫を無くしましょう。

罰則の対象（動物愛護管理法による）	罰 則
ペット（愛護動物）をみだりに殺し、または傷つけた者	5年以下の懲役または500万円以下の罰金
ペットを虐待した者 （暴行、飼育放棄、不適切な多頭飼育、劣悪な環境での飼育など）	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
ペットを遺棄した者	